大阪府条例第　　　号

大阪府職員基本条例及び職員の退職管理に関する条例の一部を改正

する条例

（大阪府職員基本条例の一部改正）

第一条　大阪府職員基本条例（平成二十四年大阪府条例第八十六号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

１－５８

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （管理職の任用）第八条　任命権者は、大阪府組織条例（昭和二十八年大阪府条例第一号）に規定する部の長の職その他任命権者が定める職については、公募（職員からの募集を含む。）により任用するものとする。ただし、公募するいとまがない場合又は公募によらないことが適当であると任命権者が認める場合は、この限りでない。２　（略）３　第一項の規定により職員である者を任用する場合は、当該職員の年齢、当該職の任期、従事させる職に必要とされる専門的な知識経験の性質その他の事情を考慮して、任期付職員とすることができる。４・５　（略）（相対評価）第十五条　（略）２　（略）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 分布の割合 |
| 特区分 | 百分の五 |
| 一区分 | 百分の十 |
| 二区分 | 百分の二十 |
| 三区分 | 百分の六十 |
| 四区分 | 百分の四 |
| 五区分 | 百分の一 |

（出資法人等への再就職の禁止）第三十二条　管理職の職員若しくは職員であった者又は別に条例で定める勤続期間が二十年以上である職員若しくは職員であった者（以下この条において「管理職職員等」という。）は、離職後十年間、次に掲げる法人に就職することができない。ただし、年齢が七十年を超える管理職職員等については、この限りでない。　一―四　（略）２―４　（略）５　管理職職員等（離職後十年を経過し、又は年齢が七十年を超える者を除く。）は、第一項第一号から第三号までに掲げる法人への就職に当たっては、規則で定める場合を除き、人材バンク制度（営利企業又は営利企業以外の法人その他の団体（国、国際機関及び他の地方公共団体を含む。）からの職員に対する求人に係る情報及び職員からの営利企業又は営利企業以外の法人その他の団体に対する求職に係る情報をそれぞれに提供することにより、再就職を支援する仕組みをいう。）を利用しなければならない。 | （管理職の任用）第八条　任命権者は、大阪府組織条例（昭和二十八年大阪府条例第一号）に規定する部の長の職その他任命権者が定める職については、公募（職員からの募集を含む。）により任用するものとする。ただし、公募するいとまがない場合その他特別の理由がある場合は、この限りでない。２　（略）３・４　（略）（相対評価）第十五条　（略）２　（略）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 分布の割合 |
| 第一区分 | 百分の五 |
| 第二区分 | 百分の二十 |
| 第三区分 | 百分の六十 |
| 第四区分 | 百分の十 |
| 第五区分 | 百分の五 |

（出資法人等への再就職の禁止）第三十二条　管理職の職員若しくは職員であった者又は別に条例で定める勤続期間が二十年以上である職員若しくは職員であった者（以下この条において「管理職職員等」という。）は、離職後、次に掲げる法人に就職することができない。　一―四　（略）２―４　（略）５　管理職職員等は、第一項第一号から第三号までに掲げる法人への就職に当たっては、人材バンク制度（営利企業又は営利企業以外の法人その他の団体（国、国際機関及び他の地方公共団体を含む。）からの職員に対する求人に係る情報及び職員からの営利企業又は営利企業以外の法人その他の団体に対する求職に係る情報をそれぞれに提供することにより、再就職を支援する仕組みをいう。）を利用しなければならない。 |
|  |  |

（職員の退職管理に関する条例の一部改正）

第二条　職員の退職管理に関する条例（平成二十三年大阪府条例第六号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （任命権者への届出）第四条　管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員又は第六条に定める勤続期間が二十年以上である職員であった者（退職手当通算予定職員（法第三十八条の二第三項に規定する退職手当通算予定職員をいう。以下同じ。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第二項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第二項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後五年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職時の任命権者に次に掲げる事項を届け出なければならない。　一―十　（略） | （任命権者への届出）第四条　管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員又は第六条に定める勤続期間が二十年以上である職員であった者（退職手当通算予定職員（法第三十八条の二第三項に規定する退職手当通算予定職員をいう。以下同じ。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第二項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第二項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後五年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職時の任命権者に次に掲げる事項を届け出なければならない。　一―十　（略） |
|  |  |

　　　附　則
（施行期日）

１　この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（相対評価の検討）

２　任命権者は、この条例の施行後三年を目途として、第一条の規定による改正後の大阪府職員基本条例第十五条の相対評価について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

１－５９